

**湖周地区ごみ処理施設整備事業  
入札説明書等に対する第2回質問回答**

**平成25年7月26日**

**湖周行政事務組合**

■入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
1	3	II	4	(6)ア	本施設の整備に係る対価	第1回の質問回答の中で、「中間前払いは想定している」とありましたので、請負代金の受取形態としては、前払い金、中間前払い、部分払い、竣工金と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、平成25年度における支払いは想定しないものとします。
2	3	II	4	(6)ア	本施設の整備に係る対価	平成25年6月25日第1回質問回答No. 3において「本事業においては、前払い金は想定していませんが、中間前払いは想定しています。」と回答頂きましたが、「前払い金」とは「平成25年12月中旬、本契約締結後の前払い金（平成25年度分）」と理解してよろしいでしょうか。また「中間前払い金」とは「各年度毎の前払い金」と理解してよろしいでしょうか。	No. 1を参照ください。
3	11	IV	3	(8)	提案書の受付	設計図書についても、提案書と同様に各ページの下に通し番号を振ることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	11	IV	3	(8)	提案書の受付	「設計図書については、A3版で作成し、前記の順に横長左綴じにより、正1部副20部を提出すること。」とありますが、設計図書の正副の内容を記録したpdf等の形式のデータを提出するものと考えてよろしいでしょうか。また、この設計図書のデータは、設計・建設計画提案書、運営計画提案書及び事業計画提案書の正副内容を記録したデータ(CD等)と合わせて1式提出するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	11	IV	3	(8)	提案書の受付	①「設計図書については、A3版で作成し、前記の順に横長左綴じにより」とありますが、図面についても別冊とせず、一緒に綴じるものと理解してよろしいでしょうか。 ②また、ファイルの形式として、パイプ式ファイルの使用も可能との理解でよろしいでしょうか。	①設計図書は、提案書（設計・建設提案書、運営計画提案書及び事業計画提案書）とは別冊で提出してください。 ②お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
6	18	VI	6	(4)	保険	第一回質問回答No. 38において、「貴組合が付保する建物総合損害共済でてん補されない範囲及び求償対応として、普通火災保険の付保を求めています」とのご回答を頂きましたが、ご回答の主旨を満たす普通火災保険以外の付保の御提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	19	VII	2	(3)	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	建設請負契約及び運営委託契約に関する不可抗力等による解除の規定がございますが、当該解除の際の精算方法について規定がありません。また、建設請負契約書46条1項2号及び運営委託契約書37条の規定との関係も不明確ですので、明確化をお願いします。	原案のとおりとします。

■要求水準書(設計・建設業務編)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
8	1	第1章	第2節	5	敷地面積	別紙9において、配置区域線が設けられていますが、本線以北に永久構造物以外のものを整備する範囲においては本事業範囲内と考え、整備をしない範囲は貴組合別発注の造成工事範囲と考えてよろしいでしょうか。	第1回質問回答で提示した「別紙9-1 造成計画図(引渡造成図)」に加え、補足資料として、別途資料1「整備事業区域図」を追加します。 図示条件において事業区域範囲の全体の中で配置動線を計画した、一体的整備の提案を求めます。 なお、運営・維持管理業務においても、敷地境界線内が業務範囲となります。 最終的な利用方法については、本組合との設計協議により決定します。
9	1	第1章	第2節	5	敷地面積	別紙9において、配置区域線が設けられていますが、本線以北に将来設置する予定の広域リサイクル施設の整備面積と位置の想定をご教示ください。	No.8の回答を踏まえて、リサイクル施設の敷地面積は2,000~3,000㎡、建屋面積は1,000㎡程度を想定しています。設置位置については整備事業区域範囲全体の中で計画し、永久構造物以外の撤去等(外構部分等)の改変等により設置が可能となるように計画してください。 なお、具体的な設置時期については未定です。
10	4	第1章	第3節	2表2(2)	計画ごみ質(ごみ焼却施設)【参考】	物質収支に用いる排ガス成分等は本表の含有量を用い、機器選定に用いる設計最大値は弊社経験に基づき決定させていただくものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、お見込みのとおりです。
11	4	第1章	第3節	3(2)	搬出車両	第1回質問回答 追加資料1_25車諸元において、車両の寸法は記載されていますが、積載重量に関する記載がないようにお見受けします。飛灰搬出に係る機器の容量決定に使用したいので、ご教示願います。	25t車両の積載重量は10tです。 なお、飛灰搬出に係る機器の容量決定に関しては、要求水準書を以下のとおり修正いたします。 ・要求水準書P92 第7節 灰出設備 9飛灰処理物貯留バンカ(3)主要項目1)の容量に関して、貯留量は7日分を確保すること。
12	6	第1章	第3節	11表3	処理生成物基準(ごみ焼却施設)	「焼却灰及び飛灰のダイオキシン類含有量」は「焼却灰及び飛灰処理物のダイオキシン類含有量」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	21	第1章	第8節	2(2)表11	4 飛灰処理物・焼却灰	4 飛灰処理物・焼却灰の試験項目で、有機りんの記載がありますが、P.6の表3では記載がありません。処理生成物の性状確認としては、P.6の表3を正とすればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
14	34	第1章	第14節	5(3)	地中障害物	現在、貴組合にて予定の既設施設の基礎・杭の解体撤去において、現位置既設施設床高（1FL）レベルより何mまでの深さとして設定（計画）されているのでしょうか。	具体的な深さについては計画してございません。新施設の計画において障害となる範囲は全て、解体工事にて撤去します。なお、本計画に関する解体工事側との協議は平成26年5月までに協議を終えることを想定しています。
15	37	第1章	第14節	5(17)	負担金	「電力需給、送電、電話等～事業者の負担とする。」と記載されています。電力引込に係る工事負担金は、事業者での見積が困難です。従いまして、条件を統一するため、工事負担金をご教示下さい。	提案に際して、中部電力工事負担金は4,000万円を見込んでください。ただし、当該金額の増減リスクについては組合が負担することとします。したがって、仮に中部電力工事負担金が3,000万円となった場合には、1,000万の減額変更またはこれと同等の措置を講じることとします。
16	44	第2章	第2節	3(1)	形式	プラットホーム出入口扉は、機能上（開閉、安全機能、耐候性等）支障がなければ、シャッターによる提案とすることも可能でしょうか。	要求水準と同等以上と判断される場合において、事業者の提案を認めます。
17	45	第2章	第2節	4	ごみ投入扉	特記事項の要件を満たすことができれば、形式等は事業者の提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。なお、数量は3門とします。	要求水準書に記載のとおりとします。
18	47	第2章	第2節	6	直接搬入ごみ受入及び展開検査設備	特記事項の解釈によって様々な提案が可能とは思いますが、グレードを統一するためにカヤバシステムマシナリー株式会社製の自走式コンベアごみ投入検査機を導入するよう、ご指示いただくことはできませんでしょうか。	メーカーの指定は出来かねます。なお、直接搬入への対応は1門で可能であることを想定しています。ダンピングボックスを設置し可動式コンベアにてごみ検査を実施することが困難な場合、ダンピングボックスにかえて固定式コンベアとし、動線・効率を考慮してください。
19	58	第2章	第4節	1(3)3)	蒸気温度	蒸気温度については、高質ごみから低質ごみの全てのごみ質で370℃以上を確保する必要があると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	62	第2章	第4節	5(4)5)	特記事項	起動前のボイラーの水張りに脱気器給水ポンプを使用する場合には、復水タンクから脱気器をバイパスしてボイラーへ給水する配管は設置ないものとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
21	64	第2章	第4節	8(4)3)	特記事項	グランド部の構造は、要求水準以上の性能を確保する前提において事業者提案としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
22	79	第2章	第6節	1(5)6)	特記事項	P.11の「機器騒音が特に著しい送風機・コンプレッサ類は、必要に応じて別室に收容すると共に、必要に応じて部屋の吸音工事などを施すこと」という記載を踏まえ、本機の電動機容量が比較的小さく騒音・振動・換気性能を満足する範囲においては、専用室に設置しなくてもよろしいでしょうか。 専用室に設置しないほうが、空間配置が最適化されダクト物量の増大を防ぐことができるため、LCCで有利となります。	要求水準書に記載のとおりとします。
23	80	第2章	第6節	2(5)7)	特記事項	P.11の「機器騒音が特に著しい送風機・コンプレッサ類は、必要に応じて別室に收容すると共に、必要に応じて部屋の吸音工事などを施すこと」という記載を踏まえ、本機の電動機容量が比較的小さく騒音・振動・換気性能を満足する範囲においては、専用室に設置しなくてもよろしいでしょうか。 専用室に設置しないほうが、空間配置が最適化されダクト物量の増大を防ぐことができるため、LCCで有利となります。	No.79にお示しするとおりです。
24	88	第2章	第7節	5(4)1)	特記事項	灰クレーン操作の安全性を考慮して(クレーンバケットのピット壁衝突を防止しつつ)厳密にピット内全域をつかむことを可能とするためには、クレーンの横行を必ず設ける必要があると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	92	第2章	第7節	9	飛灰処理物貯留バンカ	バンカでの一時貯留時に灰の固着等の懸念がございます。他の方式を提案させて頂いてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。なお、飛灰処理物貯留バンカの容量設定については、No.11を参照ください。
26	95	第2章	第8節	2(2)	特記事項	生活受水槽容量は衛生上、長く貯蔵できませんので、水道局指導によるものとさせていただきます。	水道局の指導のもと、協議により決定します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
27	111	第2章	第11節	2(4)2)	データ処理機能	鉄分等の搬出は、焼却灰の前処理（磁力選別）の提案を事業者が行う場合にのみ適用されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	115	第2章	第12節	1	タービン発電設備	第1回質問回答（No. 154）の回答において「前段については、後日回答します」とありますが、中部電力殿との協議内容（高圧受電の制約条件、工事費負担金等）についてご提示願います。	逆送電について、要求水準書に記載のとおり、2,000kW未満としてください。また、工事費負担金については、No. 15を参照ください。
29	123	第2章	第13節	5	洗車装置	収集車両の洗車範囲は、車体外部回りのみと考えると宜しいでしょうか。ご教示願います。	要求水準書で求める4台分の洗車設備設置を2台分に修正いたします。2台の内訳及び仕様として、以下を求めます。 ①車体外部のみを洗浄する自動洗車設備を工場棟内プラットフォーム出口に1台設置し、本設備を通過するルートと通過しないルートを計画すること。 ②パッカー車1台分の手洗い洗車設備を事業者提案において設置すること。本洗車設備は雨水浸入防止及び臭気対策を講じた構造とし、排水は排水処理設備等において適正に処理すること。
30	124	第2章	第13節	8	場内作業用車両	第1回質問回答（No. 157）の回答において「積込などに必要な重機は建設・設計業務で整備するものとしませう。」との回答ですが、かかる業務で整備する場合、建設終了をもって重機は貴組合に引き渡しされ、貴組合の所有物となります。よって、引渡し後の自動車税等の所有にかかわる費用は貴組合負担と解釈してよろしいでしょうか。	引渡し後の費用はすべて事業者の範囲としてください。なお、第1回質問回答における回答を修正し、要求水準書（運営維持管理業務）において整備することを正とします。
31	131	第3章	第3節	1(2)	造成工事	現在の北側の構内入口動線における道路幅（約7m）について、25t車の動線等を考えて拡幅をしてもよいと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
32	132	第3章	第3節	2(5)	外灯	設置範囲が「本施設用地の全域」とありますが、配置区域線より北側の範囲については、設置対象範囲外と考えて宜しいでしょうか。 もし、配置区域線より北側で駐車場等の配置を設ける場合は、当該範囲のみを外灯設置範囲とする考えで宜しいでしょうか。	No. 8の回答を踏まえて全域を「本施設用地の全域」とご理解ください。よって、敷地全域が設置対象範囲とご理解ください。
33	132	第3章	第3節	2(7)	倉庫スペース	倉庫スペースは敷地南西側付近となっておりますが、動線等考慮した上で事業者提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	136	第3章	第4節	2(14)1) ④	炉室	「1階部分には大型車両が可能な有効幅員、6m以上の幅員を有するメンテナンス通路確保すること」とありますが、メンテナンスに必要な大型車両が通行可能であれば、幅員は事業者の提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
35	136	第3章	第4節	2(14)1) ⑤	炉室	⑤の炉室換気について、機器の放熱に対応でき、炉室内の自然採光の確保を考慮した計画とする場合、必ずしも換気モニタ設置とするのではなく、事業者の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	143	第3章	第4節	2 表26	必要諸室と規模（参考）	表中に雨水調整池（全体）とありますが、本工事にて整備するのでしょうか。 本工事所掌範囲であれば、調整池の構造・設計基準等の具体的内容を御教示願います。	貴ご提案の設計内容により、雨水調整池が必要となる場合に限り、事業者にて整備ください。
37	160	第3章	第6節	7(1)	拡声設備	増幅器本体（非常放送）は、所轄消防署との協議によるものとさせて頂いて下さい。	要求水準書に記載のとおりとします。なお、所轄消防署との協議により変更が必要となる場合、事業者の責任において設置してください。

■要求水準書(運営・維持管理業務編)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
38	9	第1章	第4節	5(3)3	その他	入札説明書等に対する第1回質問回答No199で『「事業期間終了後1年間の運転に必要な薬品を補充すること。とありますが電気、水道、燃料を除いた薬品すべてを最終年度と同じごみ搬入量として、その費用を運営費に見込むと理解してよろしいでしょうか。』に対して「お見込み通りです。』との回答がありますが、この事業期間終了後1年間の薬品に係る費用は、様式26委託料固定料金内訳書で計上するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	11	第3章	第4節	(1)	料金徴収	第1回質問回答No. 206にて、料金徴収代行について、納付書の発行元は貴組合と考えますがいかがでしょうか。	協議とします。
40	11	第3章	第4節	(1)	料金徴収	第1回質問回答 (No. 206) にて「料金徴収代行業務は後納事業者への納付書送付事務を含みます」とありますが、「納付書送付事務」とは、後納事業者へ納付書を送付する事務を行なう事であり、当該事業者へ債権回収業務は含まないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	13	第4章	第2節	1	計画処理量	搬入されるごみが、「要求水準書 設計・建設業務編、第1章 第3節 2 計画ごみ質」の範囲を定常的に逸脱する場合は、必要な対応措置や費用負担等について、ご協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	27	第9章	第9節	(1)	見学者対応支援	見学者対応は、平日のみで考えてよろしいでしょうか。また、見学者数について月別で実績及び想定を教示願います。	土日祝日(事前に視察等予約があった場合)も含みます。また、見学者数について、月別での実績は提示できかねますので、事業者にて計画してください。なお、土日祝日の少人数一般見学者対応は自由に見学してもらいものとし、職員の配置を必要としますが、開錠、施錠及び照明等電気の管理を想定しております。
43	28	別紙1			測定項目及び頻度(参考)	飛灰処理物の熱灼減量は、測定しないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■落札者決定基準に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
44	2 3	II	2 4	(1)	開札 審査の流れ	<p>p. 2の「組合は、・・・得点を委員会に報告する。」との記載があり、またp. 3のブロックフロー図においては提案書の提出（入札）と開札が同じ枠に記載されており、選定委員会が入札価格を知った上で提案内容の加点審査が行われることになっています。</p> <p>この流れの場合、入札価格に関する事項の得点を選定委員会がお知りになるということは、以降の提案内容の加点審査（非価格審査）に少なからず影響が出ると懸念されるため、価格審査と非価格審査は分けるべきと考えます。</p> <p>非価格審査の割合を価格審査より高い60%とされたことから提案面（非価格面）を重視しておられると推察され、また「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（環境省）に示されている標準的な流れでは公共工事の品質確保の観点から、技術評価の後に開札する流れとされています。</p> <p>したがって、選定委員会において価格得点の影響が生じないよう、以下のように開札時期を加点審査の後にするよう検討願います。</p> <p>①非価格の加点審査 ②入札書の開封 ③入札価格公表→価格点算出 ④合計→最優秀提案の選定→落札者決定</p> <p>また、同様の理由から様式19、25～27、29などについても入札価格が想定できないように様式の変更を検討願います。</p>	<p>当然のことながら、価格審査と非価格審査は独立して厳正に実施することとしていますが、より透明性を確保するため、開札時期を非価格審査終了後に変更することとします。</p> <p>この変更に伴い、様式19については入札書と同封して提出してください。</p> <p>なお、委託料については、基礎審査、非価格審査において明示する必要があります。したがって、他様式については変更なく、提案書として提出してください。</p>
45	3	II	4		審査の流れ	<p>開札が提案内容の加点審査の前に行われる流れとなっていますが、提案内容の加点審査を提案書のみによって実施頂くことが総合評価の公平性につながると考えますので、提案内容の加点審査の後に開札頂けますでしょうか。</p>	<p>No. 44を参照ください。</p>

■様式集に対する質問への回答

No.	ページ	様式	様式名	項目名	質問内容	質問への回答
46	20	様式15	2. エネルギーの有効利用・環境負荷の低減・循環型社会への貢献	■発電効率	第1回質問回答No. 242において追加された別紙の相関図は、参考と考えてよろしいでしょうか。  また、ごみ投入量を横軸とした相関図は、ごみ質（高質・基準・低質）および運転炉数（1炉・2炉運転）を組み合わせた複数のグラフを作成すると理解してよろしいでしょうか。	前段、後段についてお見込みのとおりです。別途資料2に示す出力特性図案を参考に、投入ごみ量に対する発電出力の相関をご提示ください。
47	20	様式15	2. エネルギーの有効利用・環境負荷の低減・循環型社会への貢献	■発電効率	平成25年6月25日第1回質問回答No. 242において「お見込みのとおり：平成28年度の30,816t/年」と回答頂きました。一方、回答No. 1において「H28は17,976tに修正」と回答頂きました。従いまして、基準ごみの年間平均発電効率、年間発電量および年間炉運転計画日数を算出する際の年間ごみ量は「17,976t/年」としてよろしいでしょうか。 または、他の事業年度の廃棄物量とするか確認させてください。	30,816t/年を処理するものとしてください。
48	20	様式15	2. エネルギーの有効利用・環境負荷の低減・循環型社会への貢献	■発電効率	第1回質問回答（No. 1）において、平成28年度の運営期間中に処理するごみ量は17,976tとありますが、本様式における年間発電効率・年間発電量・年間炉運転計画日数の算出には、要求水準書（設計・建設業務編）P. 4の計画ごみ量としてご提示のある30,816t/年を評価の基準として、使用するものと解釈してよろしいでしょうか。	No. 47を参照ください。
49	20	様式15	2. エネルギーの有効利用・環境負荷の低減・循環型社会への貢献	■温室効果ガス排出量の削減	「■温室効果ガス排出量の削減量」の項目における「年間発電量」との記載については、「温室効果ガス排出量の削減量」と読みかえ、回答するものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。そのうち、年間発電量については、年間炉運転計画日数や算出式をご提示ください。

No.	ページ	様式	様式名	項目名	質問内容	質問への回答
50	20	様式15	別紙1	用役の年間使用量及び二酸化炭素排出量算定値（基準ごみ）	「※A3版・横（A4版に折込み）で作成してください。」との記載がありますが、様式12～様式34と同様に、A3横長左綴じ（A4版に折込み無し）との理解でよろしいでしょうか。 また、本別紙1は様式15と様式16の間に挿入し、様式12～様式34の順でページの下に通し番号を付記するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	20	様式15	2. エネルギーの有効利用・環境負荷の低減・循環型社会への貢献	■その他安定稼働	ご指定の提案項目として、” ■その他安定稼働” との記載がありますが、本項目は本書式の題目に従い、エネルギーの有効利用・環境負荷の低減・循環型社会への貢献” に関してその他の提案を記載するとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「その他、エネルギーの有効利用・環境負荷の低減・循環型社会への貢献」と修正いたします。
52	20	様式15	2. エネルギーの有効利用・環境負荷の低減・循環型社会への貢献	■その他安定稼働	「■その他安定稼働」との記載がありますが、本様式の主旨に基づき、「■その他エネルギーの有効利用・環境負荷の低減・循環型社会への貢献」との理解でよろしいでしょうか。	No. 51を参照ください。
53	21	様式16	3. 配置動線計画	■将来の運用計画	将来建設予定の施設運営を考慮した配置計画上の工夫について提案することが求められています。 この将来建設予定の施設とはリサイクル施設と考えていますが、リサイクル施設の規模（敷地面積、建設容積）について、現在どのように想定されているのかご教示願います。  なお、リサイクル施設の計画時期についても、わかる範囲で結構ですのでご教示願います。	将来建設予定の施設については、お見込みのとおりです。リサイクル施設の規模（敷地面積、建設容積）、リサイクル施設の計画時期については、No. 9を参照ください。
54	22	様式17	4. 施工計画	■工事の工程順守	「工程表を添付してください」との記載がありますが、本工程表は様式17と様式18の間に挿入し、様式12～様式34の順でページの下に通し番号を付記するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	様式	様式名	項目名	質問内容	質問への回答
55	27	様式22	2. 運転・維持管理計画	■施設稼働中の安定的な調達、点検、補修、更新の計画	「30年間の維持修繕計画一覧表を添付してください」との記載がありますが、本一覧表は様式22と様式23の間に挿入し、様式12～様式34の順でページの下に通し番号を付記するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	30	様式25		委託料内訳書	第1回質問回答（No. 251）にて、「平均的な1年間の費用を算出する際の廃棄物量は「入札価格算定に用いる搬入廃棄物量」に示す数値を踏まえて、事業者が設定してください。」とのご回答をいただいておりますが、平成28年度の 30,816t/年から平成48年度の 26,051t/年までの合算 592,907/20年を単純に20年で割ると、29,645t/年になります。委託料算出の前提となる廃棄物量が入札者間で異なることがないように、本様式は、29,645t/年の廃棄物量に対し、内訳を提示するものとの解釈でよろしいでしょうか。	第1回質問回答（No. 251）に示したとおりとします。
57	30 31 38	様式25 様式27 様式34		委託料内訳書 委託料変動料金内訳書 S P Cの長期収支計画	入札説明書等に対する第1回質問回答No. 199で「事業期間終了時に事業期間終了後1年間の運転に必要な薬品を補充すること。とありますが、電気、水道、燃料を除いた薬品すべてを最終年度と同じごみ搬入量として、その費用を運営費に見込むと理解してよろしいでしょうか。」に対して「お見込みの通りです。」との回答がありますが、事業期間終了後1年間の薬品費用を追加した運営費計上が必要な様式は、様式25、27、34と考えてよろしいでしょうか。	委託料の第4期支払い（第60回～第81回）に含めるか、第1期から第4期までの全てに含めるかについては事業者の提案に委ねますが、変動料金での支払いは想定していません。
58	36	様式32	3. 地域や社会への貢献（設計・建設期間）	①地元企業の活用方針について	＜地元企業への発注予定額と企業名及び発注内容＞の表形式（分野、企業名、発注予定額、備考）については、本形式にこだわらず自由な形式にて提案させて頂いてよろしいでしょうか。	可能な限り、当該様式中の表に示した事項に対する記載を求めます。

No.	ページ	様式	様式名	項目名	質問内容	質問への回答
59	36 37	様式32 様式33	3. 地域や社会への貢献（設計・建設期間） 4. 地域や社会への貢献（運営期間）		本様式では具体的な企業名や発注予定額の記載が求められております。つきましては、これらの記載内容の根拠を示す事のできる書類を添付してよろしいでしょうか。	本様式では、参考資料等の添付を認めることとします。
60	37	様式33	4. 地域や社会への貢献（運営期間）	①地元企業の活用方針について	<地元企業への発注予定額と企業名及び発注内容>の表形式（分野、企業名、発注予定額、備考）については、本形式にこだわらず自由な形式にて提案させて頂いてよろしいでしょうか。	可能な限り、当該様式中の表に示した事項に対する記載を求めます。
61	37	様式33	4. 地域や社会への貢献（運営期間）	②地元人材の活用方針について	<雇用を予定する地元人員>の表形式（施設、人数、備考）については、本形式にこだわらず自由な形式にて提案させて頂いてよろしいでしょうか。	可能な限り、当該様式中の表に示した事項に対する記載を求めます。
62	-				各様式は、片面印刷との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■基本協定書に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
63	8	2			有効期間	本条における承諾や通知は、書面によってなされると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■基本契約書(案)に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
64	4	1	3		役割分担	「運営企業はSPCから運営・維持管理業務の一切を再受託し、これを履行する」とありますが、代表企業と運営企業の参加資格要件を全て満足する構成企業にて共同企業体を組成し、かかる共同企業体がSPCから運営・維持管理業務を再受託することは可能であると考えてよろしいでしょうか。	可能ですが、その場合にはJV協定書について組合の承諾が必要になります。また組合が必要とする事項について表明保証及び誓約をしていただく場合があります。
65	5	2			J Vの組成	「建設JVは、・・・、速やかに、その写しを発注者に対して提出するものとし」と記載されてますが、「基本協定書締結後、速やかに」と理解してよろしいでしょうか。	提出自体は基本契約締結後速やかにですが、提出可能な状態にするために、基本協定締結後に提示していただく必要があります。
66	6	9			S P Cの運営	「毎事業年度の2月末日までに、翌事業年度の経営計画書を、・・・発注者に提出するものとする。」とあります。一方、要求水準書(運営・維持管理業務編)P-5～6「16 業務実施計画書及び業務計画書の作成」(3)項では、「各年度の業務を開始する30日前までに、・・・当該年度の業務計画書を本組合に提出し、」とありますが、「経営計画書」と「業務計画書」は同じものとの理解でよろしいでしょうか。	別のものです。
67	14	3	3		契約の終了	「本項は、事業者に原因がある場合にみに適用されると理解してよろしいでしょうか。」	お見込みのとおりです。
68	15				秘密保持等	本条における承諾や通知は、書面によってなされると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	別紙4	1	⑧		近隣対応(事業者が負担すべき範囲)	「事業者が負担すべき範囲」について具体的にご教示下さい。	事業遂行に原因があるもの及びその可能性が高いと考えられるものです。
70	別紙4	2	⑦		見学者対応支援、近隣対応(事業者が負担すべき範囲)等のその他関連業務	「事業者が負担すべき範囲」について具体的にご教示下さい。	事業遂行に原因があるもの及びその可能性が高いと考えられるものです。

■建設請負契約書に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
71	1	1			総則	<p>文書間の優先順位について、要求水準書等を構成する3つの文書についても、優先順位を定めて頂けないでしょうか。</p> <p>また、図書の優先順位が、「基本契約、この契約書、要求水準書等、事業者提案」となっていますが、契約書の内容を確認・補完する位置づけである質問回答書は、契約書よりも優位に位置づけて頂けないでしょうか。</p>	<p>要求水準書等の優先順位は定めず、具体個別の判断とします。</p> <p>本基本契約及びこの契約には質問回答はありません。したがって、原案のとおりとします。</p> <p>なお、それぞれの「(案)」に対する質問回答は、要求水準等と同等のものとして扱われます。</p>
72	2				関連工事の調整	<p>本件で関連工事への協力により、工期の延長に関わらず、関連工事の調整により追加の費用が発生したときは、当該費用は発注者にご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>本条に定める協力により、組合が負担すべき費用が発生したと認められるときは、協議に応じます。</p>
73	3	9			設計	<p>本条項のみに「合理的な範囲で」との限定が付けられております。他の条項（例：21条2項）では、このような限定はつけられていないため、削除して頂けないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
74	3	11			設計	<p>「次の工程に進むことができる」とありますが、当該箇所について、第6項にいうところの工事に着工してよいと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
75	6	2	3		設計図書及び完成図書等の著作権	<p>設計図書等の複製、改変及び翻案については、ご容赦頂けないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
76	6	9			設計図書及び完成図書等の著作権	<p>「その他の設計図書」について、括弧書きで定義がされていますが、その具体的内容についてご教示願います。</p> <p>また、「利用することができる」とありますが、「利用」の中身について具体的にご教示願います。</p> <p>さらに、「設計図書等」に関して規定されている6条2項との関係も明確にご教示願います。</p>	<p>利用の中身については、著作権法でいう利用と同義であり、本件特有の意味はありません。</p> <p>後段については、別の規定です。</p>

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
77	6	10			設計図書及び完成図書等の著作権	「利用することができる」とありますが、「利用」の自身について具体的にご教示願います。	No. 76を参照ください。
78	13	1			工事材料の品質及び検査等	「要求水準を満足させる品質」とありますが、本項は要求水準等に明示がない場合に関する規定であり、循環しております。修正をお願いできないでしょうか。	原案のとおりとします。
79	18	4	1 2 3		条件変更等	「その余は…」とは何を指すのでしょうか。	その他とお考えください。
80	18	4	1 2 3		条件変更等	「その余」とは具体的に何を指していますでしょうか。	その他とお考えください。
81	19	1			設計図書の変更	設計図書の変更を含む契約の変更は、双方の書面による合意によって効力を発するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	22	1			発注者の請求による工期の短縮等	工期を含む契約の変更は、書面によって合意されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	25	3			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	但し書き以下については、発注者に過剰に有利な文言と考えますので、削除をご検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
84	26	4			臨機の処置	但し書き以下については、発注者に過剰に有利な文言と考えますので、削除をご検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
85	27	1			一般的損害	但し書き以下については、発注者に過剰に有利な文言と考えますので、削除をご検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
86	32	3			請負代金の支払い	発注者の責に帰すべき事由により、約定期間を超えて検査が遅延した場合、請負代金全額を請求できるよう条文の見直しをご検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
87	32	4			請負代金の支払い	「天災地変等」には定義がございません。20条で定義のある「天災等」への置き換えをご検討頂けないでしょうか。	契約書において修正します。
88	33	3			部分使用	但し書き以下については、発注者に過剰に有利な文言と考えますので、削除をご検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
89	34				前払金及び中間前払金	平成25年6月25日第1回質問回答No. 3において「本事業においては、前払い金は想定していませんが、中間前払いは想定しています。」と回答頂きました。ここで、「前払金」とは「平成25年12月中旬、本契約締結後の前払金（平成25年度分）」と理解してよろしいでしょうか。また、「中間前払金」とは「各年度毎の前払金」と理解してよろしいでしょうか。	No. 1を参照ください。
90	34	8			前払金及び中間前払金	但し書き以下については、発注者に過剰に有利な文言と考えますので、削除をご検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
91	37	6			部分払	但し書き以下については、発注者に過剰に有利な文言と考えますので、削除をご検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
92	38	2			部分引渡し	但し書き以下については、発注者に過剰に有利な文言と考えますので、削除をご検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
93	40	1			前払金等の不払いに対する工事中止	不払いの際、設計業務又は工事のいずれかを中止できるとされておりますが、設計業務又は工事のいずれか又は双方を中止できる、といった形に見直しをご検討頂けないでしょうか。	契約書において、「設計及び工事を中止できる」に修正します。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
94	41	4			性能保証・瑕疵担保	瑕疵担保責任は「修補のみ」に限り、損害賠償請求できる文言については削除をお願いします。	原案のとおりとします。
95	41	6 7 8			性能保証・瑕疵担保	「第1項の規定」とありますが「第4項の規定」の誤りではないでしょうか。	契約書において修正します。
96	42	2			履行遅滞の場合における損害金等	本項には上限金額がありませんが、「代金の5%を上限として」等の追記をして頂けないでしょうか。	本項について、原案のとおりとします。 なお、第4項として「第1項の規定は、発注者に実際の損害額が第2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げない。」を新設します。
97	45	2			談合その他不正行為による解除	但書で「基本契約第14条第3項（同項第3号に基づく基本契約の解除が発注者の責めに帰すべき場合を除く。）に従って発注者が基本契約を解除した場合」とされておりますが、基本契約書14条3項では「前号のほか、締結している基本契約以外の特定事業契約が発注者より解除された場合。」と規定されており具体的な事象が規定されておられません。また、受注者に帰責する場合については44条に規定がございますので、但し書き以下は削除をお願いします。	原案のとおりとします。
98	53	3	(1)		補則	「追加費用を負担する」とありますが、運営委託契約書（案）に関する質問No325と同様に、「追加費用及び損害」への変更見直しをお願いします。	契約書において修正します。
99	53	3	(1)	アイ	補則	「工事に直接関係する」とありますが、「直接」の意味が不明確です。間接的であっても、受注者の責に帰さないという意味では直接の場合と変わりありませんので、端的に「工事に関係する法令」への変更見直しをお願いします。	原案のとおりとします。なお、「直接」とは、本事業を特に対象とするような法令等を意味しています。

■運営委託契約書(案)に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
100	1	1			総則	<p>文書間の優先順位について、要求水準書等を構成する3つの文書についても、優先順位を定めて頂けないでしょうか。</p> <p>また、図書の優先順位が、「基本契約、この契約書、要求水準書等、事業者提案」となっていますが、契約書の内容を確認・補完する位置づけである質問回答書は、契約書よりも優位に位置づけて頂けないでしょうか。</p>	<p>要求水準書等の優先順位は定めず、具体個別の判断とします。</p> <p>本基本契約及びこの契約には質問回答はありません。したがって、原案のとおりとします。</p> <p>なお、それぞれの「(案)」に対する質問回答は、要求水準等と同等のものとして扱われます。</p>
101	4	1			契約の保証	<p>「当該事業年度の開始日までに、・・・契約保証金を納付しなければならない。」と記載されてます。ここで、当該事業年度とは「運営・維持管理が開始される平成28年9月1日まで」と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
102	4	2			契約の保証	<p>履行保証保険契約の締結も認められるのでしょうか。</p>	<p>第4条第4項に記載するとおりです。</p>
103	4	2	3		契約の保証	<p>「保証事業会社の保証」も第4条第2項(3)と同様の機能を有すると思われませんが、保証手段の選択肢を広げるため、同保証も認めていただけないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
104	5	5			業務遂行	<p>「合理的範囲で」「余剰電力」を無償使用できる旨の規定となっておりますが、余剰か否かの判断、及び、「合理的範囲」の基準が不明確となっております。また、要求水準書(運営・維持管理業務編25p)には、発電電力は本施設で利用するが、余剰電力があった場合は売電し、収益は組合に帰属すると記載されており、本項と矛盾しているように見受けられます。</p> <p>要求水準書の記載が正であるものと理解しておりますが、明確化頂きたく存じます。」</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
105	6	3			業務の範囲	<p>第1回質問回答について、事情を十分に説明できれば、発注者が追加費用をご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>事情を十分に説明したことにより直ちに費用負担するものではありません。</p> <p>事情の説明の結果、事情の変更があると客観的に認められる場合には、契約変更の協議に応じます。</p>

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
106	9	2			緊急時の対応等	「その他不測の事態」について、定義がございませんので、明確化頂きたく存じます。	原案のとおりとします。
107	22	2			料金の徴収	搬入料金に関する会計については、独立した会計を設け、・・・搬入料金の徴収に係る経理を明らかにし・・・とありますが、要求水準書(運営・維持管理編)P-11「第4節 料金の徴収」(1)項では、「・・・本組合が定める方法で本組合に代わり徴収等を行うこと。」とあります。料金の徴収方法他組合殿が定める方法のご提示をお願いします。	原案のとおりとします。
108	23				業務の履行責任	「瑕疵担保責任は「完全な履行のみ」に限り、損害賠償請求できる文言については削除をお願いします。」	原案のとおりとします。
109	25				損害賠償等	第一回質問回答No. 320にて、受託者の損害賠償の範囲は、本施設の損傷又は滅失に起因して被った委託者の損害のうち、当該原因と損害の「相当因果関係の範囲に限りません」とのご回答を頂きましたが、具体的に想定されている事象がありましたら御教示下さい。	自治体特有のコストを要することなどに鑑み、このような自治体特有のコストが相当因果関係の範囲外であった場合に備え、損害の一切という規定になっています。
110	25				損害賠償等	第1回質問回答に関して、相当因果関係の範囲に限らないということは、因果関係ひいては条件関係がある全ての損害を受託者が賠償しなければならないということになりかねません。そのため、相当因果関係の範囲に限られるということを改めてご検討いただけないでしょうか。	No. 109を参照ください。
111	31	3	(1)	アイ	法令変更によって発生した費用等の負担	「工事に直接関係する」とありますが、「直接」の意味が不明確です。間接的であっても、受注者の責に帰さないという意味では直接の場合と変わりがないので、端的に「工事に関係する法令」への変更見直しをお願いします。	原案のとおりとします。なお、「直接」とは、本事業を特に対象とするような法令等を意味しています。
112	35	1	(1)		委託者の解除権	「不正行為」の中身について具体的にご教示いただけないでしょうか。	違法行為の他、社会通念上非難される行為を含みます。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	質問への回答
113	35	3			委託者の解除権	但書で「基本契約第14条第3項（同項第3号に基づく基本契約の解除が発注者の責めに帰すべき場合を除く。）に従って発注者が基本契約を解除した場合」とされておりますが、基本契約書14条3項では「前号のほか、締結している基本契約以外の特定事業契約が発注者より解除された場合。」と規定されており具体的な事象が規定されておられません。また、受注者に帰責する場合には44条に規定がございますので、但し書き以下は削除をお願いします。	原案のとおりとします。なお、ただし書きのうち「又は5項」を削除し、契約書において修正します。
114	37				不可抗力又は法令変更による契約解除	「第29条第2項又は第31条第2項の定める協議のうえで、この契約を解除できるものとする」とあります。これだけ読むと、協議すれば、契約を解除できるように読めます。一方、29条3項及び31条3項を見ると、協議開始から60日以内に合意が成立しなかった場合は、業務を継続するものとされており、本条項との関係が不明確です。また、入札説明書19P VII 2. (3)記載内容との関係も不明確ですので、明確化をお願いします。	原案のとおりとします。
115	42	4			知的財産権	「利用する権利および権限を有する」とありますが、「利用」の中身について具体的にご教示願います。	著作権法でいう利用と同義であり、本件特有の意味はありません。